

## 裁判員経験者の意見交換会議事概要

福井地方裁判所

### 1 日時

平成26年10月24日(金)午後3時から午後4時30分まで

### 2 場所

福井地方裁判所第1会議室(3階)

### 3 出席者

司会者 高部真規子(福井地方裁判所長)

裁判所 入子光臣(福井地方裁判所刑事部総括判事)

同 大村泰平(福井地方裁判所刑事部判事)

検察庁 小川卓爾(福井地方検察庁三席検事)

弁護士 端将一郎(福井弁護士会)

裁判員経験者 1番～4番 4人

### 4 議事概要

#### 司会者挨拶

(司会)

それでは、意見交換会を始めさせていただきます。本日は、お忙しい中、意見交換会に参加していただきまして、誠にありがとうございます。本日の司会を担当します、福井地方裁判所長の高部でございます。どうぞよろしく願いいたします。裁判員制度が始まりまして5年が経過しました。この間、福井地方裁判所でも、33件の裁判員裁判を実施し、たくさんの方に裁判員として参加していただくことができました。この意見交換会では、裁判員を経験していただいた皆様方から、裁判員の選任の手続、審理、評議、判決などについて、率直な御意見や御感想をお伺いし、その意見を県民の方々にお伝えしたいと思っております。また、法曹三者が立ち会っておりますので、皆様方の御意見を今後の運用の参考にさせていただきますと思っています。

さらには、現在、裁判員裁判の見直し作業が始まっていますので、より良い裁判員裁判とするため、裁判員を経験された皆様方からの率直な御意見や御感想をお伺いして、皆様が、裁判員を経験されて、良かったと思われること、不安に感じたこと、改善を要すると思われることなど、どのようなことでも結構ですので、御自由に御発言いただければと思います。

## 裁判員経験者の簡単な感想，印象

(司会)

本日おいでいただいた裁判員経験者の皆様がどのような事件に立ち会われたか、裁判員裁判を担当しました裁判官から紹介させていただき、それぞれ皆様に、立ち会われた事件について、一言ずつ感想や印象をお伺いします。

(入子裁判官)

裁判員経験者 1 番の方の事案は、外国人の被告人 A が、共犯者らと共にコンビニ強盗を行って店員に傷害を負わせた事案で、被告人が犯人であるか否かが争点でした。被告人が国語に通じなかったことから、通訳を介して手続を進めました。

先に区分審理で行った 2 件のコンビニ強盗事件と合わせて量刑を決めていきました。

(1 番)

初めはさっぱり分かりませんでした。日を追って審理していくうちに分からないなりに分かってきました。選任されるまでは裁判が身近に感じることはなかったため、裁判に興味を持っていませんでした。通訳が入り、さっぱり分からなかったため、ただ資料を一生懸命読みました。良い経験をさせていただきました。

(大村裁判官)

裁判員経験者 2 番と 3 番の方は同じ事案で、被告人 B が被害女性に暴行や脅迫を加え、わいせつな行為を行い、傷害を負わせた事案でした。量刑が争点でした。それ以外に、強制わいせつ未遂事件と強制わいせつ、強要未遂事件と併合し、合計 3 件の事件について量刑を決めました。

(2番)

思っていたものと裁判が違っていました。被告人が犯行を認めていて、また被害者は特殊な事件だけに出席できなかったということで、このような裁判もあるのかなと思いました。被告人には余罪があるみたいですが、被害者からの告訴がなければ取り扱ってもらえないということが勉強になりました。初めに思っていたよりも「裁判所ってこんなものなのかな。」と思うことができ、良い経験をさせていただきました。

(3番)

軽い気持ちから裁判員に興味があり、選ばれた時から「やりたいな。」とは思っていました。しかし、事件が事件だけに女性としてきちんとできるか不安でしたが、3人の裁判官が導いてくださり、最後までやり遂げられてとても良かったです。

(入子裁判官)

裁判員経験者4番の方の事案は、被告人Cが共犯者らと共にクラブ経営者から金品を奪う強盗を行い、傷害を負わせた事案でした。共謀の成立時期と内容、量刑が争点でした。他の2件の万引き事件と併合して量刑を決めました。

(4番)

今までの人生の中で、6日間でしたがとても貴重な体験をさせていただきました。

被告人が息子と同年齢で他人事とは思えず、裁判の流れの中で母親の感情に流されそうだったのですが、心を鬼にして堂々と決めさせていただきました。

職員の方も優しく、裁判所に初めて入りましたが、来るまではとても冷たい、人を裁く所だからということでイメージは良くなかったのですが、裁判員裁判に参加してそのイメージが取り払われました。参加して良かったです。

## 選任手続について

(司会)

まず、選任手続についての御意見、御感想を伺いたいと思います。皆様は、裁

判員裁判に参加することに支障はありませんでしたでしょうか。例えば、休暇は取りやすかったでしょうか。仕事の調整の苦労はなかったでしょうか。

(4番)

裁判員の候補者になったことがある上司に、私に呼出状がきて、「日が決まったら6日間と長いが休みをいただきたい。」とお願いしましたが、正直渋い顔をされました。私は「多分、選任されないでしょう。」と言いましたが、選任後、その旨を電話したら「仕方がないね。」と言われました。

もう一人の直属上司は「裁判員に選ばれることはなかなかあることではないし、私の友達でも候補者がいたが裁判所に行った人はいないし、義務だから仕方ないですね。頑張ってください。」と言われたので良かったと思います。

(司会)

御家庭の方は大丈夫でしたか。

(1番)

興味はありましたが、年を取っていて、「どうしよう、どうしよう、宝くじなら良かったのに。」と思いました。ちょうど、認知症の検査の書類が届いていて、夫と「認知症の証明をしてもらおうと行かなくてもいいのかな。」などと冗談を言っていました。裁判所に来た人の中から選ぶからいいかと軽い気持ちで来て、たまたま選ばれてしまいました。

主婦なので時間はありますから、裁判所に行くことは構いませんが、立派な意見、考えなどは言えない、そこが問題でした。でも、とても興味があったので行きました。

(司会)

選ばれた時の感想はどんなものでしたか。

(2番)

1月に候補者の名簿に記載されたとの通知をもらって、10月に選任期日の呼出状が来ました。それまでの時間が長かったです。選任当日には来た人が多いか

ら選ばれないと思っていました。

(3番)

たくさんの方がいらっしゃったので「きっと選ばれないだろう。」と思いました。やりたかったので選ばれたのは良かったですが、事件が事件だけに複雑でした。

(弁護士)

緊張されていたようですが、選任後、審理開始までの心境、緊張状態はどうでしたか。

(3番)

とにかく初めてのことでしたが、3人の裁判官が一つ一つ説明され、上手に接してくださり、和ませてくれ、とてもやりやすく、良かったです。

(検察官)

当日決まって早速始まるスケジュールについてどう思われましたか。

(4番)

選ばれた段階で緊張の頂点に達していて、正直その流れで公判に入ってしまった。他の裁判員の方と話をしていたのですが、逆に、間を置いてしまうよりはその流れのまま入って良かったです。緊張感は今までに味わったことのないものでした。

(弁護士)

逆に、1番の方の事件については週末を挟んで翌週火曜からの公判開始でしたが、公判開始まで間があった当日までの気持ちの持ちよう、間があって良かったかどうかについて教えてください。

(1番)

選ばれたその日に宣誓する予想もしていませんでした。選任時からモニターに事件内容が映し出されていましたが、「自分が選任されるわけではない。」と思っていたので、ボーッと見ていて何も分かりませんでした。選ばれてドキドキしな

がら家に帰りましたが、何日間かあったので落ち着きました。公判開始までの期間が長いか短いかについては初めてで全く分かりません。公判当日は、フォローしてくださり、朝から気楽にお茶を飲んで「時間があるよね。」と言ったりしてその間に意見を言っていました。最初は全く中身が分からず、何をしていたのか分からず、「何をしにきているのかな。」と思いました。週明けに始まり、こんなものかなと思いましたが、審理されていくに従って負担にはなりました。ただ、付いて行った感じです。

## 審理について

(司会)

それでは、次に審理に入りたいと思います。裁判員裁判では、検察官、弁護士、裁判官それぞれが分かりやすい審理になるように、様々な工夫や努力をしていますが、皆さんが実際に参加された感想として、分かりやすい審理といえたかどうか、という点を伺います。

まず、検察官及び弁護人の冒頭陳述について、審理に立ち会われて内容は分かりやすかったかどうか。あるいは、分かりにくかったとすれば、どういう点が分かりにくかったでしょうか。情報量が多すぎたか少なすぎたか、といったような点の御意見や御感想をお聴かせいただきたいと思います。

(2番)

私の裁判は3件ありました。1番、2番、3番と順に進んでいきましたが、中身がほとんど似ていて検察官や弁護士から難しい話はなかったと思います。ただ、性犯罪事件ですので、再現できないところは模型などで表示していただいていますので、非常に分かりやすかったと思います。

(司会)

1番の方の事件は複数の犯罪事実が対象になっていましたが、検察官や弁護人の冒頭陳述は分かりやすかったですか。

(1番)

テレビで観る裁判の質疑応答を想像していたためか、あんまりピンときませんでした。一体、何を言いたいのか、何を審理しているのかなと思いました。私を感じられなかったのかもしれませんが、「これはどうですか。」、モニターを見ながら「証拠です。」と言われていましたが、それをただ聞いていただけですね。部屋に戻って評議が始まって初めて言っていた意味が何か分かってきたような気がしました。法廷で聞いているのでは理解できませんでした。検察官は一体何を言いたいのだろう、弁護人は何を質問しているのだろうという感じでした。後で慣れてきたら分かるようになりましたが、初めは分かりにくかったですね。

(4番)

冒頭陳述が最初で、事案の流れについて詳しく説明して下さったと思いますが、正直言って、自分の心理状態が緊張していてほとんど頭に入らなかったです。その時どういうことを言っていたかは覚えていません。その時は、流れなど分かっていたと思います。

(司会)

次に、審理の中の証拠調べについて御意見を伺いたいと思います。供述調書を朗読したり、図面や写真を展示したりということがあったかと思いますが、そういったことが分かりやすかったかどうか、その場で頭に入るような状況だったか、あるいは分量が多すぎたとか少なすぎたというようなことがあれば教えていただけますでしょうか。

(3番)

わいせつ事件だったので、資料を「黙読、読む」形で分かりやすかったです。

(司会)

供述調書を朗読ではなく、自分で黙読する形だったのですね。

(大村裁判官)

内容が内容だけに、被害者の方の供述調書を法廷で朗読するのはどうかということで、供述調書の写しをお渡しして、公開の法廷で朗読するには適さないと思

われる部分については黙読する形で証拠調べを行いました。

(1番)

分かりやすかったのですが、通訳を交えていたので非常に時間がかかりました。

(司会)

事件がそれだけ特殊だったということですね。

(大村裁判官)

補足しますと、通訳事件でした。ポルトガル語の証人を呼びましたが、被告人はスペイン語であったため、二重の通訳が必要で、この点では特殊な事案だったかと思います。

(検察官)

冒頭陳述について、最初、緊張している状態で頭に入りにくいという話がありました。量が大きいという印象でしょうか。量が少なければ、あるいは情報を絞れば頭に入ると思われるのでしょうか。

(4番)

緊張し過ぎていました。メモは取ったと思うのですが、後で資料を読み返して、「こういうことを言っていたのだな。」ということが分かった感じでした。量が多いとか少ないとかについては正直よく分かりません。

(弁護士)

冒頭陳述の時に資料が配られて、それを見ながら、あるいはその後の評議室に戻ってからも評議で見て、こういった紙資料は審理に役に立ちましたか。あるいは情報量について、特に弁護人側の情報量についてどうでしたか。

(2番)

分量は多いと思いません。少ないとも思いません。ちょうど良い分量かと思えます。案件が三つあり、どれもよく似た内容で、「またか。」と感じました。検察官からの説明で十分、分かりました。分からない時には、「何ページです。」などと資料を説明していただいたので、非常に分かりやすかったです。



(3番)

私も同じような感じで分量は良かったと思います。

(大村裁判官)

1番の方の事件について、共犯3件事件のうち、2件についてはあらかじめ区分審理をしている事件で、裁判の公判ではそれと強盗致傷事件と併せて審理しましたが、分かりやすかったでしょうか。3事件あってややこしいことはありませんでしたか。

(1番)

ややこしいことはありませんでした。2件の事件との絡みがちょっと分かりにくかったです。法廷の中では、分からないままメモを取っているだけでした。しかし、評議に入ってから細かく説明を受けたことにより、法廷で聞いているよりは読んで分かるようになりました。

(入子裁判官)

法廷で分かりにくかったというわけではないが、法廷で何をしているのかよく分からないという状況だったということですか。

(1番)

はい。

(入子裁判官)

証人尋問がかなり長かったようですが、何のために聞いているか分かりましたか。質問者の意図はちゃんと理解できましたか。

(1番)

質問していること自体は分かっていたのですが、長い時間の通訳後「はい。」、「いいえ。」などの答えだけでした。細かい資料を持って帰ることはできず、時間内に読んで理解するのはすごく大変でした。分かりやすかったけれども、やはり、難しかったのでしょうかね。

(弁護士)

2, 3, 4 番の方の事件については、被告人に対する質問や証人への尋問を直接質問して即答するという形式で行ったかと思いますが、検察官や弁護人が紙の媒体を朗読したりすると、本人から直接聞くのと、分かりやすさの点について教えていただけますか。

(2 番)

被告人が被害者に対して、示談、謝罪文を出してきていますが、3 枚とも同じような内容でした。初めは「う～ん。」と思いましたが、2 枚目になると「また一緒だ。」と思いました。被告人が文章を作れないからでしょうけど、弁護人も、読んでいて感じたのではないですかね。

また、被告人が裁判員の方をチラッと見る異常な目つきがちょっと気になりました。

(3 番)

被告人が淡々と答えるので、すごくびっくりしました。一つ一つ答えるので、「そうか、そうか。」という感じで納得していました。

(4 番)

被害者、被告人、共犯者の3人が犯行に及ぶまでの動線をモニターに書いていましたが、それぞれが違ってこれはどういうことなのかなと不思議に思いました。

共犯者の証言があまりにもリアル過ぎて、ドラマを見ているようにすらすらとしゃべっていたのに対して、被告人と被害者、特に被害者は覚えていないようでした。すごくそれぞれ人によって覚え方、記憶力などが違い、判断が難しかったです。

その人の口から聞けたということは、検察官や弁護人が言うより心に響いてきました。分かりやすかったです。

**評議について**

(司会)

審理が終わると、評議室で裁判官と一緒に、事実認定や被告人の量刑について話し合っていたわけですが、評議の時間の掛け方は十分だったでしょうか。

(3番)

十分だったと思います。

(4番)

私も、時間的には十分だったと思います。

(1番)

十分だったんだろうと思います。内容が分からなかったわけでもありませんし、黒板に書いて、丁寧に説明してくださるので時間が足りないということもなく、とても勉強になりました。

(2番)

内容も量刑についても十分説明していただいたので、時間は十分だったと思います。

(入子裁判官)

評議の中では、意見を言いやすい雰囲気だったでしょうか。

(2番)

やはり初めての経験だったので、質問や自分の意見をはっきり言える状況ではなかったと思います。しかし、これは自分の問題で、評議室の雰囲気ということではありません。

(4番)

自分の思っていることをどういう言葉にして皆さんに伝えるかということが難しかったです。自分の思いを他の人に伝えるのは難しいと思いました。

(弁護士)

評議の時間は十分だったという御意見ですが、逆に、長すぎた、もう少し短くても良かったという印象をお持ちの方がいらっしゃったら、教えていただきたいと思います。

(3番)

初めてのことなので、長いか、短いかと言われても分かりません。

(弁護士)

例えば、評議が間延びしてしまったとか、評議の時間が長くなってしまったということはないですか。

(3番)

ありません。

(4番)

評議に十分な時間を取っていただけたと思うので、私も長いとは感じませんでした。とても充実していた時間でした。

(弁護士)

皆さんに評議で話し合ってもらってポイントをお伝えするために、検察官は論告、弁護人は弁論という場面があったのですが、実際に評議の中で審理を振り返る際に、弁護人が作成した弁論の書面や法廷での弁論は活かされていたでしょうか。

(1番)

評議では、裁判長や裁判官が、内容を親切に全部説明してくれましたし、また、「弁護人はこのように言っていますが、どう思われますか。」というように聞いてくれましたので、分からないなりに自分が思っている意見を言うことができました。先ほど評議の時間についての話題が出ましたが、長いとか短いとかではなく、本当に勉強させていただいたという感じでした。

(2番)

弁護人からは、証人の話や被害者への示談、謝罪についての話があったと思います。刑を軽くしてほしいという意味は分かりましたが、それについて感銘を受けたということはありませんでした。

(3番)

証人である被告人のお母さんの話や示談の話の記載がありましたが、その件は皆さんとの話合いの際に出ました。

(4番)

資料でもらった論告メモ、弁論メモは非常に分かりやすくまとめられていたので、これを評議の際の参考にできて良かったと思います。私たち素人にも分かりやすい内容で作られていたので、すごく助かりました。

### 判決について

(司会)

それでは次に、判決について伺いたいと思います。判決の内容は、評議の内容がきちんと反映されたものになっていたでしょうか。

(3番)

自分でも「ああそうだな。」と思いましたし、評議の内容を反映したものになっていたと思います。

(4番)

皆さんの意見をいろいろと取りまとめた判決なので、自分自身としても納得できる判決だったと思います。

(司会)

裁判員の任務を終えた感想というのはいかがでしょう。

(2番)

評議が2日にわたってあったと思いますが、「刑を決めましょうか。」という時には、「ああ、もうか。書かないとあかんのか。」という感じがありました。また、終わってしまって、「ああ、やっと終わったな。」という感じはやっぱりしました。

(1番)

「ああ、終わった。」と思いました。私はただ、良い勉強をさせてもらったと思いました。

(大村裁判官)

評議を踏まえて、皆さんと一緒に判決を作成していきましたが、判決は皆さんにとっても分かりやすい内容になっていたでしょうか。特に、判決では、独特の言い回しがあったり、ふだん使わない専門用語が出てきてしまったりするのですが、内容はいかがだったでしょうか。

(4番)

確かに、普通の文章ではあまり使わないような裁判独特の言い回しもありましたが、分かりやすく、とても丁寧な判決だったと思います。判決は、結構細かく書いてあり、それで良かったのではないかと思います。

(3番)

私も良かったと思います。

#### 守秘義務について

(司会)

次に守秘義務の点についてお伺いしたいと思います。評議の経過や評議でどのような意見が多かったとか少なかったとか、あるいはどのような意見が出たかという事項については、守秘義務ということでお話しいただくことができないことになっていますが、守秘義務の範囲、内容について、説明を受けて理解できましたでしょうか。

(4番)

法廷内で見聞きしたことは話しても差し支えないと聞きましたし、評議室でのことは守秘義務がたくさんあるということだったので、とにかく評議室でのことは一切話さないでおこうと思いました。

(3番)

私もそのような説明を聞いていたので、4番さんと同様にしました。

(司会)

守秘義務が課せられることについて、なにか負担感のようなものは感じられま

したでしょうか。

(2番)

それは仕方ないと思います。被害者にしても加害者にしても、秘密が外に出ないことが大切だと思いますし。逆に言うと、告訴しない人に対して、守秘義務があるのだから届け出るように持って行けたら良いと思います。

(1番)

評議室でのことは何も言わない、評議室でのことは一切持ち出し禁止というか、ここだけのことでよとのことだったので、協議室の外に出てしまえば自分の中で考えるだけでした。自分の中で考えるというのは、守秘義務のことを思っているのかも考えたのかもしれませんが、守秘義務のことでどうのこうのと負担になることはあまりなかったです。

(弁護士)

守秘義務に反しない程度でお答えください。先ほどから裁判官のリードがしっかりしていたとお話が出ていましたが、裁判官のリードの仕方や評議の進め方まで守秘義務の範囲になっていることについて、御意見があればお話してください。事件の内容ではなく、裁判官のやり方が分かりやすかったかというようなことまで外に漏れてこないのですが、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。誰がどのような発言をしたかだけではなく、評議の進行に関することまで守秘義務の範囲になっているように思うのですが、そのことについて不便はないですか。

(4番)

全く不便はありません。

(3番)

私も全く不便はありません。

これから裁判員となられる方へのメッセージ

(司会)

最後になりましたが、皆様が裁判員を経験されたことを踏まえて、これから裁

判員となられる方へのメッセージがありましたら、お聴かせください。

(1 番)

どのような方がなられるかは分かりませんが、もし裁判員に選ばれたらぜひ経験してほしいと、自分の経験から思いました。このような経験はふだんの生活から遠いことですから、どういう心理状態で、どのようなことを審理しているのかなどとこれまで考えたこともなかったのですが、裁判員になって、いろいろなことを考えさせられました。裁判員は勉強になりましたので、特に、若い人に経験してほしいと思いました。たまたま私のような年齢の高い者が経験して、申し訳なく思っているぐらいです。私が裁判員に選ばれて、最初に思ったのは「いやだな。どうしよう。」ということでした。それは仕方のないことだと思いますが、これからは「選ばれる方がうれしいよ。」という方向に持っていったらいいと思います。

(2 番)

誰でもそうだと思いますが、裁判ということについて、日頃何も考えていない、何も知らない、テレビ番組をおもしろおかしく見ているだけで、本当の裁判の内容については全然知らない。だから、裁判員に選ばれた以上は、ぜひ経験してほしいと思います。私の場合、1月に裁判員候補者名簿に記載されたとの通知が来て、年末に裁判があったのですが、その間の時間が長いという感じがしました。

(3 番)

私も裁判員をやった方がいいと思います。私自身何も分からなかったのですが、事件がある度に、「この人は無期懲役でないとだめ。」などとすごく漠然と考えていたのですが、皆さんと実際に評議を行い、量刑等を決めていく経験の中で、それは違ふと分かることができました。「この人は人殺しだから死刑」などと簡単に思っはいけないとも思いました。だから、裁判員に当たった人には、ぜひやってほしいと思います。

(4 番)



私も1番さんと同じで、若い人たちにどんどん参加していただきたいと思います。たぶん、裁判員を経験した方は、これから先の人生を少しでも事件を起こさないように、また、事件が起きないようにと、考え方をプラスの方向に持って行けるのではないかと期待しています。

裁判員裁判の期間は、お腹を壊さないようにする、身体を冷やさないようにするなど、体調管理に結構気を付けました。補充裁判員の方がいらっしゃるとはいえ、一人でも欠けると大変です。自分がどうにかなった場合でも他の人がいるというような考えでは後々大変なことになると思うので、まずは自分の健康管理をしっかりしていただきたいというのが私のメッセージです。

また、法廷内ではいろいろなやりとりがありますが、自分の目でしっかり見て、自分の耳でしっかり聴くことが、後々の評議での判断にも影響するので、最初からしっかり見聞きしてほしいと思います。

(司会)

大変貴重なメッセージをいただきまして、ありがとうございました。それでは、これで、意見交換会を終了させていただきます。大変お疲れさまでございました。